

**大学院農学研究院基盤研究部門生物資源科学分野
園芸学研究室・助教の公募について**

1. 募集職名・人員： 助教(テニュアトラック)・1名（付記1参照）
2. 所属： （雇入れ直後）北海道大学 大学院農学研究院 基盤研究部門 生物資源科学分野
園芸学研究室（付記2参照）
（変更の範囲）大学の定める場所
3. 職務内容： （雇入れ直後）大学院農学研究院、農学院及び農学部に係る教育・研究業務
（変更の範囲）大学の定める業務
4. 担当科目： 大学院農学院及び農学部における専門分野に関する講義、実験、実習、演習科目
及び全学教育科目など（付記3参照）
5. 応募資格
 - （1）博士の学位を有する方、または取得見込みの方。
 - （2）北方生物圏で生産される園芸作物を対象として、果樹園芸学または蔬菜園芸学に関する幅広い知識と経験ならびに優れた研究業績を有すること。さらに、着任後は果樹園芸学および蔬菜園芸学の教育・研究に積極的に取り組む意欲と素養を有すること。また、新たな栽培技術や育種技術の開発、青果物に含まれる成分の品質・機能性に関する研究を推進する能力を有し、寒冷地における園芸作物の栽培特性、品質形成および環境応答に関する研究実績を有すること（付記4参照）。
 - （3）園芸学の教育・研究発展に積極的に取り組む意欲があること（付記3・4参照）。
 - （4）当該研究室で担当する学科目に関連する教育指導を日本語及び英語で行う能力を有すること（付記3参照）。
 - （5）外部資金の獲得実績があることが望ましい。
 - （6）採用予定日に着任できること。
6. 応募書類（各2部、ただし（4）はPDFファイルを1部）
 - （1）履歴書（所定の様式）※
 - （2）研究業績目録（所定の様式）※
 - （3）研究業績内容の分類とその要約（自らの研究業績を踏まえ、業績番号を引用する形式で作成して下さい。日本語で1,000字程度または英語で800語程度）
 - （4）学術論文の別刷等
（研究業績目録の（1）学術論文・学術書の以下の項目に記載した業績番号に対応した名称のPDFファイルを、USBメモリ等の電子媒体に収録して提出）
 - 1) 審査制度のある原著論文
 - （5）これまでの教育指導経験（英語での教育指導経験を含む）と、着任後の教育に対する抱負（日本語で1,000字程度または英語で800語程度）
 - （6）着任後の研究に対する抱負（日本語で1,000字程度または英語で800語程度）
 - （7）応募者についての照会が可能な方、2名の連絡先（氏名、所属、電話、E-mail アドレス）

※履歴書及び研究業績目録の様式については、本研究院HPから取得して下さい。

(本研究院 HP) <https://www.agr.hokudai.ac.jp/i/subscription>

男女問わず、出産・育児・介護・病気などの理由により、研究活動に中断や遅延が生じた場合、その期間を履歴書に記載することができます。業績審査において相応の配慮をします。

なお、候補者を選考する過程で、候補者に対する面接を実施することがあります。ただし、対面での面接にかかる旅費等は支給しません。また、原則として応募書類は返却いたしません。応募書類は目的以外には一切使用しません。

7. 応募期限 令和8年9月30日(水) (必着)

8. 採用予定日 令和9年4月1日

9. 応募書類提出先 〒060-8589 札幌市北区北9条西9丁目

北海道大学 大学院農学研究院

人事委員会 委員長 森 春英

Tel: 011-706-3350 (農学・食資源事務部人事担当)

(書類は、封筒に『生物資源科学分野 園芸学研究室 助教応募』と朱書きして、簡易書留またはそれに準じる送付・授受記録が残る方法でお送り下さい)

10. 問い合わせ先 〒060-8589 札幌市北区北9条西9丁目

北海道大学 大学院農学研究院 基盤研究部門

生物資源科学分野 愛甲 哲也(分野主任)

Tel: 011-706-2452

E-mail: tetsu@agr.hokudai.ac.jp

11. 待遇

(1) 試用期間 あり(3ヶ月)

(2) 給 与 国立大学法人北海道大学年俸制教員給与規程による

(3) 勤務形態 同意に基づく専門業務型裁量労働制または固定労働時間制を適用
国立大学法人北海道大学職員労働時間、休憩、休日及び休暇規程による
専門業務型裁量労働制の場合: 1日に7時間45分労働したものとみなす
固定労働時間制の場合: 勤務時間 8時30分～17時00分
休憩時間 12時15分～13時00分
時間外労働 有

(4) 健康保険等 文部科学省共済組合、厚生年金、労災保険、雇用保険加入

(5) 女性教員支援 補助人材の雇用経費を補助する制度あり(付記5参照)

12. 募集者の名称 国立大学法人 北海道大学

13. 受動喫煙防止措置の状況 特定屋外喫煙場所を除き、敷地内禁煙

14. その他

北海道大学では、「ダイバーシティ&インクルージョン推進宣言」を公表し、多様な人材による教育・研究活動の積極的な推進に努めています。

また、すべての構成員がその能力を最大限に発揮できる環境作りにも取り組んでいます。

北海道大学ダイバーシティ&インクルージョン推進宣言 WEB ページ

URL: <https://diversity.synfoster.hokudai.ac.jp/statement/>

付 記

1. 採用された場合、任期は5年とし、審査により再任可。再任の任期は5年とし、再任の審査は1回を限度とします。なお、任期満了までにテニユア審査を経て任期の定めのない助教となることが可能です。テニユア審査は、再任後にも受けることが可能です。
2. 本公募の教員は、北海道大学 大学院農学研究院 基盤研究部門 生物資源科学分野に属します。生物資源科学分野は、作物学研究室、作物生理学研究室、植物病理学研究室、園芸学研究室、花卉・緑地計画学研究室、動物生態学研究室、昆虫体系学研究室、植物遺伝資源学研究室、細胞工学研究室、植物病原学研究室の10研究室から構成されています。
3. 園芸学研究室では、下記の大学院農学院、農学部、全学教育における科目を担当しており、本公募の教員にはこれらの科目を担当、または分担していただく予定です。また本研究室は「先進農学フロンティア特別コース」（英語特別コース）に参加しており、英語での教育指導も行っています。
 - ① 大学院農学院における科目
農学研究Ⅰ・Ⅱ、農学演習Ⅰ・Ⅱ、作物生産生物学特論、作物生産生物学特論演習、園芸科学特論、園芸科学特論演習など
 - ② 農学部における科目
園芸学概論、果樹園芸学、蔬菜園芸学、生物資源科学特講、生物資源科学実験Ⅰ・Ⅱ、生物・化学実験Ⅰ・Ⅱ、生物資源科学演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ、卒業論文など
 - ③ 全学教育における科目
一般教育演習など
4. 園芸学研究室では、北方圏で生産される果樹、蔬菜および北方圏に生育する可食性野生植物（山菜、小果実等を含む）を対象とした教育・研究を行っています。その活動は、これらの植物の栽培および利用の基礎となる生理生態的特性の解明、植物組織培養法の活用、青果物の鮮度保持、遺伝資源の評価および凍結保存技術の開発を含みます。最近は、人の健康維持・向上に影響する青果物中の成分に関する研究にも力を入れています。研究室の教員として教授1名が在籍しています。
5. 本学ダイバーシティ・インクルージョン推進本部では、別紙のとおり補助人材の雇用経費を補助する事業の他、様々な取り組みを実施しています。

URL: <https://www.dei.hokudai.ac.jp/>

参考：北海道大学全体における職位別年間給与の分布状況等は、以下のURLにて公表しています。

URL: <https://www.hokudai.ac.jp/news/2026/06/7-40.html>

別紙

1. 研究活動とライフイベント両立のための補助人材支援

支援対象	女	男	支援上限額（半年）
1か月以上の産前・産後休暇・育児休業を取得する研究者 （支援対象期間：出産予定日の2か月前から）	○		45万円
2か月以上の育児休業を取得する研究者 （支援対象期間：育児休業の開始日の1か月前から）		○	
1か月以上の介護休業を取得する研究者	○	○	
有機溶剤健康診断、特定化学物質健康診断または電離放射線健康診断が義務付けられている妊娠中の研究者で、当該健康診断に係る特定の実験を自身で担うことができないために研究との両立が困難な者	○		25万円
単身又は共働きで、小1以下の子の育児を行っている、またはその予定があり、研究との両立が困難な研究者 （本人、あるいは本人とパートナー（フルタイムで勤務）のみで育児を担っている者）	○	○	40万円
日常的に家族の介護・看病で研究との両立が困難な研究者 （支援対象者の定期的な通院等により研究活動とライフイベントの両立に制約が大きい場合でも本プランが適用になる場合あり）	○	○	
その他、自身のライフイベントにより特に研究との両立が困難と認められる研究者	○	○	

2. 研究活動と女性リーダー活躍の両立のための補助人材支援

支援対象	女	男	支援上限額
◆女性リーダー活躍支援 ・ 本学の女性の教授・准教授（特任教員含む） ・ 特に、大学の管理運営や社会貢献等、学内外の要職*1を務めることに伴う業務等によって研究時間を十分に確保することが困難な研究者	○		180万円 （4月～翌年2月）

*1「要職」…本学もしくは部局執行部における役職（副学長、副理事、総長補佐、研究院長、副研究院長、評議員、代議員等）、日本学術会議や学会における役職（理事長・理事、委員会・分科会委員、連携会員、委員長・副委員長等）、国・地方自治体等の審議会委員等における職とし、年単位の長期にわたり務める必要があり継続的に業務負担が生じる職、他機関等からの依頼や選出によって任命される職を指す。